

令和元年5月31日  
地震火山部

## 「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について

気象庁では、中央防災会議での「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更を踏まえ、本日（31日）15時より「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の提供を開始します。

本日（31日）開催された中央防災会議において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更され、南海トラフ沿いでマグニチュード8クラスの地震が発生した場合等、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合の国や地方公共団体、企業等の防災対応が定められました。

国や地方公共団体、企業等が、この基本計画に基づく防災対応をとりやすくするため、気象庁では、従前の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」及び「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」に替わり、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の情報発表を、本日（31日）15時より開始します。（これら情報の内容は、本年3月29日の報道発表でお知らせしたものです）

このうち、「南海トラフ地震臨時情報」については、情報の受け手が防災対応をイメージし適切に実施できるよう、「巨大地震警戒」等の防災対応等を示すキーワードを情報名に付記します。情報発表条件やキーワードを付記する条件は別紙1、発表情報例と情報発表までの流れは別紙2のとおりです。

なお、内閣府（防災担当）から公表されている「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」には、地方公共団体や企業等における防災対応の基本的な考え方や検討手順等が示されています。

【参考】南海トラフ地震対策（内閣府 HP）

<http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html>

※「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」や「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」が掲載されています

問合せ先：地震火山部 地震予知情報課 宮岡、竹中、岩村  
電話 03-3212-8341（内線 4566） FAX 03-3212-2807

## 南海トラフ地震に関する情報について

## ○「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表します

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

○「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件  
 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で  
 情報発表します

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内<sup>※1</sup>でマグニチュード6.8以上<sup>※2</sup>の地震<sup>※3</sup>が発生</li> <li>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>

巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○監視領域内 <sup>※1</sup> において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 7.0以上の地震 <sup>※3</sup> が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲（下図参照）  
 ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する  
 ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く  
 ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



○今後の情報発表方法について

今後、十分な準備期間を設けた後、自動処理がしやすいように新たな電文による情報発表を実施する予定です。